

保護者へのお知らせ

(0才～2才児対象)

すみれ組・たんぽぽ組・ちゅうりっぷ組の御父母様へ

新型コロナウイルス感染拡大防止の為、家庭保育の協力をして

くださっている御父母様へ、本日 5/12 子ども課からのお知らせが

ありました。別紙にてご案内致します。

(長期に渡ってご協力くださり、職員一同感謝申し上げます)

南こ第 355号
令和2年5月8日

保護者の皆様へ

南風原町長 赤嶺正之
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う家庭保育実施による保育料の減免(日割り計算)について

記

平素より本町の教育・保育・児童健全行政へご理解・ご協力を賜り、また、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から施設運営へのご協力をいただいていることに感謝申し上げます。

令和2年5月8日付け南こ第349号にて通知しております家庭保育の協力願いの期間については令和2年5月20日までとなっております。つきましては、令和元年度3月以降の保育料の減免(日割り計算)についても令和2年3月2日～令和2年5月20日の期間での実施となりますことをお知らせいたします。

上記対象期間については各施設へ家庭保育を行った日を確認後、対象日分の減免(日割り計算)を実施し、対象者へは減免金額を通知しますのでご確認をお願いします。

※6月中旬以降に行われる定例議会での予算成立後に、払い戻しを順次実施いたします。

また、保護者の育児休業からの復職を条件に入所している方について、令和2年4月30日付け南こ第308号の通知にて、復職日の延長期限を令和2年6月30日までとしておりますが、令和2年5月21日以降は減免(日割り計算)実施とはなりませんのでご了承下さい。

※今後の感染者の発生状況や国、県の動向によっては本通知文の内容が変更となる場合がありますのでご了承下さい。変更等が発生した場合は再度通知いたします。

南風原町こども課
子育て支援班
TEL : 098-889-7028